

改正後	現行
<p><u>通知を参照すること。</u></p> <p>(2) 医療型児童発達支援給付費 ①～⑩ (略)</p> <p><u>⑪ 通所報酬告示第2の12の福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u> <u>については、2の(1)の⑩を準用する。</u></p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費 ① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(2) 医療型児童発達支援給付費 ①～⑩ (略) (新設)</p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費 ① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 平成31年3月31日までの間は、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上とあるのは、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上又はこれに準ずる状</u></p>